

# 「あったかいわてプロジェクト～地域みまもり応援募金～」実施要領

平成 26 年 7 月 25 日 制定

## 1 趣旨

岩手県共同募金会（以下「本会」という。）は、地域の課題解決に取り組む団体を応援することを目的に、共同募金の期間拡大を活用した使途選択募金「あったかいわてプロジェクト～地域みまもり応援募金～」を実施する。

この募金は、あらかじめ本会が募集する「生活課題解決支援事業」で助成事業として採択された団体の活動に対し、寄付者が団体及び活動を指定して寄付するものである。

寄付者の選択により寄せられた寄付金は、本募金にかかる事務経費を除き、全て当該団体の活動に充てられる。

## 2 実施主体

社会福祉法人岩手県共同募金会

## 3 参加団体

岩手県内で活動する非営利の団体で、本会が実施する「生活課題解決支援事業」の助成事業として採択された団体

## 4 運動期間

社会福祉法第 112 条の規定により厚生労働大臣の指定を受けた期間のうち、10 月 1 日から 12 月 31 日までを除く期間とする。

## 5 寄付を求める対象

3 による団体の募金活動計画による

## 6 募金活動

### (1) 岩手県共同募金会

本会は関係機関・団体及び報道機関等への周知に努めるとともに、関係企業・団体等へのダイレクトメールを送付する。

### (2) 市町村共同募金委員会

住民、関係団体への周知に努め、募金箱を設置するとともに募金の受付窓口となる。

### (3) 参加団体

本会が提供する振込用紙付チラシを活用し、当該団体の募金活動計画に基づき実施する。

## 7 寄付金の受付及び管理

(1) 寄付金は、本会が受け付け、本会の取引銀行口座において管理する。

(2) 寄付金は、日々集計し、その件数・金額は参加団体と連携し、公表する。